(要 約)

契約危殆の救済およびその理論的基礎 ――日本法とアメリカ法との比較検討を通じて――

陳 韻希

第一章 はじめに

本稿は、双務契約において、履行期が到来する前に債務の履行が見込めなくなった状態(いわゆる契約危殆状態)において、相手方にはいかなる救済が与えられるかという問題について、日本法とアメリカ法を手がかりとして、両者の比較検討によって、契約危殆の救済法理についての一般的な示唆を得ることを目指すものである。

広い意味での契約危殆のうち、履行期前の履行拒絶については、他の契約危殆類型とは別個に議論されるのが通常であるため、必要な限度で触れつつも、本稿の直接の検討対象からは除外することとし、以下では「契約危殆」の語を、基本的に履行期前の履行拒絶を除いた狭義の意味で用いる。

契約危殆状態における債権者の救済としては、履行停止・履行拒絶というディフェンシヴな対応(いわゆる「不安の抗弁権」)と、担保請求権、解除といったオフェンシヴな対応とが考えられる。日本の民法学においては、不安の抗弁権が議論の中心とされてきたが、裁判例においては、契約危殆による早期の契約解除も認められている。

他方、現在のアメリカ契約法において契約危殆の問題に対処する一般ルールとしては、履行期前の履行拒絶法理のほか、「保証請求制度」を挙げることができる。この制度は、明確な形で履行拒絶がなされたとは言えないものの、一方当事者の不履行がある程度確実になった場合に対処するものである。それは、契約危殆への救済として、一時的な履行留保というディフェンシヴな救済のみならず、保証請求・契約解除・損害賠償といったオフェンシヴな救済をも明確に認める点に特徴があり、契約危殆の救済法理を検討する際に、比較法上非常に重要な意味を持つ制度の1つである。もっとも、この制度により実現されている契約危殆の救済法理が、いかなる内容を有し、それがいかなる理論的基礎により支えられるのかといった問題は、十分に明らかにされているとは言いがたい。

第二章 日本法における契約危殆の救済

1 不安の抗弁権について

まず、契約危殆に関する日本の法状況を見る。これまでの学説の議論では不安の抗弁権が 議論の中心とされてきたものの、上述のところからも窺えるように、契約危殆の救済を考え る際に念頭に置かれている救済手段は、必ずしもディフェンシヴな救済である「抗弁権」に 尽きるわけではない。むしろ、いわゆる担保供与請求権や履行期前の契約解除権といったオ フェンシヴな救済についての言及も見られる。不安の「抗弁権」の射程内ではこれらを捉え きれないかもしれないが、契約危殆の救済としてオフェンシヴな救済を語ること自体は可能 である。そうすると、日本法における契約危殆の救済を検討する際に、いかなる救済手段を 念頭に置くべきかをまず確定する必要がある。

2 契約危殆に関する日本の裁判例

そこで、契約危殆に関する裁判例を手がかりとして、契約危殆について、日本法では現実にいかなる救済が認められており、それがいかなる判断枠組によるものかを明らかにする。この考察によると、契約危殆の救済として、不安の抗弁権だけでなく、終局的な契約解除も実際に認められていることが分かる。ゆえに、契約危殆の救済に関する日本の法状況を検討する際に「不安の抗弁権」に視野を限定するのは望ましくない。

また、履行期前の解除の判断について、裁判例にはある程度一貫した2つの枠組を見出すことができる。1つは、「①契約危殆状態→②債権者が債務者に対し履行請求権を確保するための措置をとることを求めたが債務者がこれに応じなかったという交渉プロセスの履践→③契約解除・取引解消」である。この枠組は、主に継続的売買において買主に信用不安が生じたため売主が出荷・取引停止をした事案に関する裁判例(7件)に見られる。また、この枠組における②に関して、債権者が求める措置には、担保の提供など当初の契約内容を超えるものもあるところ、これらも裁判所に認容されているという点が注目に値する。もう1つは、「履行期に履行できないことが確実に予見されること→無催告解除」である。この枠組は、主に請負契約において請負人の仕事完成義務が期日どおりに履行できないことが明らかなことを理由に注文者が履行期前に契約を解除した事案に関する裁判例(3件)に見られる。もっとも、これらの枠組を整合的に説明しうる一貫した理論構成は裁判例においては示されていない。

3 日本の学説

学説において、不安の抗弁権だけでなく、履行期前の解除を始めとするオフェンシヴな救済をも念頭に置いているものは、それぞれの根拠づけの違いにより、大きく3つに分けられる。第1に、不安の抗弁権と解除といったオフェンシヴな救済とを、いずれも事情変更の原則によって根拠づける見解である。第2に、契約危殆を信義則上の付随契約違反と見て、不安の抗弁権と解除といったオフェンシヴな救済とを契約違反の効果として捉える見解である。第3に、契約危殆の救済としては主として不安の抗弁権と履行期前の解除とを想定し、前者の理論的基礎を双務契約の対価的関係に求める一方、後者を違う理論により根拠づける見解である。

これらの学説を考察したところ、主として以下の4つの問題について見解の対立が見られる。第1に、契約危殆への救済として不安の抗弁権だけでなく、履行期前の解除を論じる余地もあることを認めた場合に、両者を理論的に一体のものと解するかどうかである。第2に、裁判例にも見られる担保請求の意義と機能をどう捉えるかである。これをめぐる議論には、この請求をめぐる交渉を、不履行の蓋然性の程度を判断するための手続(方法)として捉え、もって履行期前の解除に導く一判断要素として位置づける見方と、この請求自体を実体法上の一種の救済として捉える見方という2つの方向性を見出すことができる。第3に、不安の

抗弁権と先履行の合意によるリスクの引受との緊張関係をどう理解するかである。すなわち、 先履行義務者としては、自らの意思に基づいて先履行義務を引き受けたものである以上、自 らの履行をした後に後履行義務者から反対給付の履行を契約どおりに得られないリスクを引 き受けていたと言うべきであるところ、契約の危殆化を理由に先履行の負担から解放される とするのでは、当事者間のリスク配分に関する合意に反することになるおそれがある。それ でもなお不安の抗弁権を認めようとすれば、不安の抗弁権と先履行の合意によるリスクの引 受とが抵触する可能性を克服しなければならない。第4に、契約危殆を契約違反との関係で どう評価するかである。契約の危殆化を一種の契約違反として位置づけることができれば、 契約違反の効果として履行期前の損害賠償を導き出すことが可能となる。そうでなければ、 こうした損害賠償を認める余地は出てこない。

この4つの理論的問題は、いずれも裁判例では十分に意識されてはいないが、契約危殆の 救済法理のあり方を検討する際には、これらにどう答えるかがポイントとなると思われる。

第三章 アメリカ法における保証請求制度による契約危殆の救済

次に、アメリカ法において契約危殆の問題に対処する一般ルールである保証請求制度を検討する。まず、保証請求制度の内容を紹介し、その裁判例における展開を見る。この検討により、保証請求制度がいかなる救済法理を採用しており、それがいかなる判断枠組に依拠しているのかを明らかにする。次に、契約危殆をめぐってアメリカ契約法学において行われてきた議論を検討し、そこで保証請求制度がどのように位置づけられているのかを検討する。これにより、保証請求制度の下で妥当している契約危殆の救済枠組の理論的基礎を明らかにする。

1 制度の概要

保証請求制度は、アメリカ統一商事法典(UCC) § 2-609によってはじめて承認されたものである。そこでは、次のように規定されている。

UCC § 2-609 履行の適切な保証を要求する権利

- (1) 売買契約において、各当事者は、適正な履行を受けることについての相手方の期待を侵害してはならない義務を負う。一方の当事者の履行を不安視する合理的根拠があるときは、相手方は、適正な履行を受けるための適切な保証を書面で請求することができ、かつ、商業上合理的であれば、この保証を受け取るまで、約定された反対給付をまだ受けていない自己の履行を留保することができる。
- (2) 商人間においては、履行を不安視する根拠が合理的であるか否か、および提供された保証が適切であるか否かは、商業上の基準によって決する。
- (3) 不適切な給付または支払の受領をした場合においても、被害当事者は、相手方の将来の履行を受けるための適切な保証を請求することを妨げられない。

(4) 正当な保証請求を受けて以後 30 日を超えない合理的期間内に、適正な履行のため当該事情の下で適切と認められるような保証を提供しないことは、契約の履行拒絶となる。

以上の手順で成立した履行拒絶に基づいて、債権者は契約を解除し、損害賠償といった契約違反に対する救済を求めることができる。こうした保証請求制度は、現在のアメリカ契約法の到達点を示すものと言える第2次契約法リステイトメントにおいても引き継がれている。すなわち、その§251は、UCC§2-609と同趣旨の規定を設けており、一般契約法のルールとして保証請求制度を認めている。もっとも、UCCとは異なり、生じうる不履行につき債務者が免責事由を有する場合の処理について、第2次リステイトメントは別途§268を設けている。この規定によると、生じうる不履行につき債務者が免責事由を有する場合、債権者は保証請求をした上で債務者の保証不提供を履行拒絶と扱うことができないが、§251の枠組に即して履行を留保し、また債務者の保証不提供をもって自己の負担する義務から免れることはできる。

保証請求制度の理論的位置づけに関して、アメリカの学説においては、履行期前の履行拒絶の判断を容易にするための手段として説明されることが多い。すなわち、履行期前の履行拒絶法理によると、債務者が履行拒絶を犯したときに、債権者は自らの履行を免れるだけでなく、直ちに損害賠償を求めて訴訟を提起することもできる。この履行拒絶は、確定的かつ明白なものでなければならないとされる。しかし、実際には、必ずしも明確な形で履行拒絶がなされるわけではなく、それが存在するかどうかの判断は決して容易ではない。この場合、一方で、履行拒絶に関する誤った認識に基づき履行停止をした債権者は、逆に契約責任を問われる。他方で、債務者の履行拒絶にもかかわらず履行をし続けた債権者は、損害軽減義務違反を理由に損害賠償額を減額されるおそれがある。こうして、債務者の履行期前の履行拒絶の判断について債権者はジレンマに陥ることになる。こうした状況の下で、保証請求制度は、債権者が債務者に対し「履行の適切な保証」を請求することができ、その不提供が契約の履行拒絶とみなされるとすることで、債務者の履行拒絶を安全に確定できるようにし、もって前述のジレンマを解消しようとするものである。

2 裁判例の検討——保証請求制度の救済枠組

もっとも、保証請求制度は、「不安の合理的根拠」、「適切な保証」、「(商業上) 合理的な」履行留保といった非常に一般的・包括的な内容を含んでおり、具体的な事案の解決にあたって裁判所に大きな裁量を与えている。したがって、保証請求制度が実際にいかなる救済法理を採用しており、それがいかなる判断枠組に依拠しているのかを明らかにするためには、裁判例における本制度の適用状況を考察することが不可欠な作業となる。具体的には、裁判例の考察により、次の3点を明らかにする必要がある。①不安の根拠の合理性をどう判断するか、②履行の保証請求の性質をどう理解し、適切な保証請求として何を請求できるか、③履行留保の合理性をどう判断するかである。そこで、これらの問題を念頭に置きながら、UCC

§ 2-609 の適用が問題となった 43 件の裁判例を取り上げて考察を行う。その結果、保証請求制度の救済枠組について、次のような全体像が浮かび上がる。

保証請求制度の発動は、債務者の履行を不安視する合理的根拠の存在を要件とする。この要件の判断にあたって、次の5つの要素が考慮される。まず、積極的要素として、(a)契約締結後には、履行の可能性を低下させるような事情が判明したかどうか、(b)生じうる不履行が重大かどうか、(c)不履行の発生が相当の蓋然性を有するかどうかである。次に、消極的要素として、(d)契約の危殆化あるいは具体的な危殆化事由につき債権者が契約においてリスクを引き受けていたかどうか、(e)債権者が救済を主張する動機・目的が妥当と言えるかどうかである。

以上の要素を総合的に判断して不安の合理的根拠の存在が認められた場合、債権者は一次的に履行の適切な保証を債務者に請求することができる。そして、適切な保証請求がなされたときは、先に履行または履行の準備を行うべき債権者は、基本的にその履行を一時的に留保することができる。その上で、債務者が合理的期間内に保証請求に応じなければ履行拒絶があったものとみなされ、債権者はこれによって二次的に契約を解除することができ、同時に債務者に契約違反責任をも追及することができる。ここでの保証請求は、主として契約解除や損害賠償という二次的な効果が認められるための手続要件として機能する。そこで債権者に要求される行動の内容と、不安の程度との間には一定の相関関係が見られる。また、一定の場合には、保証請求として実質的な契約改訂を求めることも認められるため、この限りで保証請求は独自の救済手段という側面をも併有する。

3 契約危殆をめぐる学説上の議論——保証請求制度の救済枠組の理論的基礎

以上の検討により、保証請求制度の救済法理およびその判断枠組を明らかにした。それを 踏まえつつ、続いて契約危殆をめぐるアメリカの学説を考察する。これによって、保証請求 制度の理論的基礎を明らかにしたい。

検討の対象としては、まず、保証請求制度が確立する以前のアメリカの伝統的な契約法理論を取り上げる。保証請求制度は伝統的なコモン・ローにはなかったものの、契約危殆の救済についての議論は従来から存在していた。こうした伝統的な理論は、保証請求制度の理論的背景をなしており、またそこから提示された理論枠組は、現在の保証請求制度にも当てはまるものと言える。他方、保証請求制度が確立した後における、伝統的な理論とは全く違う着想に出た特筆すべき研究として、3つの研究を挙げることができる。これらは、契約危殆の問題を考える際に、非常に示唆に富む視角を提供する。

(1) 伝統的な理論モデル

保証請求制度が成立する以前においては、契約危殆の救済に関して、主として、債権者が不履行のおそれにより自らの義務を履行しなかったときに免責されるかどうか、および、債権者が契約危殆を理由に直ちに損害賠償を始めとする裁判上の救済を請求できるかどうかという2つの問題が、それぞれ独立した形で論じられていた。

契約危殆による反対義務の免責は、双務契約における義務履行の交換関係――双務契約に

おいて、一方の約束義務の履行が、互いに他方の約束義務の履行の約因となっていること一一を根拠に認められる。そこから具体的に次の2つの規範を導き出しうる。①異時履行関係では、反対の意思がない限り、一方の先履行義務は、他方が契約を実質的に履行しないリスクが著しく増加していないことにより条件づけられ、こうした条件が成就しないときは、先履行は留保できる。②同時履行であれ異時履行であれ、一方の実質的な履行がもはや実現されないことが履行期前に既に確実化した場合には、相手方にとっては、自らの約束に拘束され続けることの目的が脱落したと言うことができ、ゆえに義務から離脱することができる。

他方で、契約危殆による履行期前の損害賠償を主張できるかどうかについては、主として、履行不能が履行期前に予見される(prospective inability)が、まだ履行拒絶にあたらない場合が想定されていた。この場合に債権者が直ちに訴訟を提起して損害賠償を請求できるかどうかについては、履行期前について債務者における履行能力の維持義務の有無・射程をどう理解するかによって、論者の間で結論が異なっていた。もっとも、全体の傾向としては、非自発的な履行能力の欠如による履行期前の契約違反は認められなかった。

この伝統的な理論モデルにおける契約危殆による反対義務の免責に関する基本的な発想は、保証請求制度における履行留保と契約解除にも当てはまる。このモデルをもって保証請求制度を把握すると、履行期前の解除が認められるためには、重大な不履行が生じることが確実化したと見られる状態がなければならないところ、保証請求およびその不提供という交渉プロセスは、不履行の発生の確実性を判断するための方法と見ることができる。また、履行期前の契約責任の成立に関しては、保証請求制度によれば、一定程度の重大性と蓋然性を具備した契約危殆状態につき保証不提供をもって履行期前の履行拒絶が擬制され、債権者は通常、直ちに債務者に対し契約違反責任を追及することができる。ここでは、責任の根拠の認定は必要でないため、従来の理解との違いが見られる。もっとも、第2次リステイトメントにおいては、将来生じうる不履行につき債務者が免責事由を有する場合には、債権者は保証請求手続を経て契約から離脱できるが、損害賠償は請求できないとされる。この点からみると、契約危殆による反対義務の免責の問題と履行期前の契約責任の問題とを切り離して捉えるという思考様式は、少なくとも第2次リステイトメントにおいては維持されていると言えよう。

(2) 学説上の展開

次に、保証請求制度が確立した後には、同制度をめぐって学説の展開が見られ、そのうち3つの研究が注目される。これらの研究は、「法と経済学」および「法と行動科学(認知心理学)」の視点から、同制度に分析を加えるものである。いずれも、保証請求から早期の契約解除に至るまでのプロセスに焦点を合わせたものである。

(ァ) 法と経済学の理論モデル――Goetz & Scott の研究と Craswell の研究

法と経済学のアプローチに属する Goetz & Scott の研究と Craswell の研究はいずれも、保証請求手続を経由した履行停止ないし履行期前の契約解除に着目し、これを早期の損害軽減と結び付けて論じる。それによると、履行期前に契約の履行を妨げるような事情が生じた場合、債務者は履行拒絶により、一方的に契約関係を解消することができ、これにより債権者には

損害軽減義務が生じる。明白な履行拒絶がなければ債権者が損害軽減をしなくてよいとする 処理は、債務者が契約違反によるすべての損失と利益を負担できる場合、つまり、債権者に おける履行利益が損害賠償により完全に保障されうる場合には望ましい。しかし、実際には、 債務者の資力不足や損失計算の困難性により、債権者の履行利益が完全に賠償されないおそ れのある場合もある。この場合、債務者は損失をすべて負担することにならないため、早期 の契約解消・損害軽減の開始について効率的に決定する保障がなくなる。この局面に対処し うるのが保証請求制度ということになる。この制度を利用すれば、債権者は自ら早い段階で 契約を終了させ、損害軽減に着手することができる。

この法と経済学の理論モデルの下では、保証請求の意義は2つの方向から論じうる。第1 に、それを履行期前の契約解除が認められるための手続要件と捉える方向であり、これによ ると、保証請求の手続的機能は、債権者が損害軽減を行う際に負うべき判断リスクを軽減し、 その損害軽減の決定を促進しつつ、その決定が効率的でないときには債務者が保証提供をも ってそれを阻止できるとすることにより、債権者による損害軽減の決定に対し必要な制限を 設けることにある。第2に、保証請求の救済手段としての側面に着目する方向であり、この 側面は、主として契約履行の市場代替性が低下する場合について、その経済的意義を語るこ とができる。すなわち、外部市場で代替履行を調達することが難しい場合、契約危殆に応じ て債権者が内部において再調整を行うことが、当事者の全体費用の最小化にとって重要な意 味を持つ。ところが、この調整により生じる費用は最終的に債務者が負担すべきものであり、 かつこの調整は信用により行われるものであるから、債権者は債務者の負うべきリスクを転 嫁されるおそれがある。そこで、誠実に再調整を引き受ける債権者であれば、再調整にかか る費用について、債務者に対し一定の支払保障を求めることを法的に認める必要性がある。 これについて、履行の保証「請求権」と、債務者がそれに応じないときに課される契約責任 という「サンクション」との組み合わせは、誠実な債権者にとっての一種の交渉材料として 利用でき、もって当事者間の再調整を促進するという間接的な機能をも果たしうると考えら れる。

(ィ) 法と行動科学(認知心理学)の理論モデル——Garvin の研究

認知心理学の知見を用いた Garvin の研究は、保証請求において債権者が契約内容を超えるものを要求しうる点に着目し、保証請求による契約改訂の請求を正当化しようとするものである。それによると、認知心理学で示されたとおり、人は認知的限界があり、さまざまな形で合理的経済人から乖離しており、必ずしも経済的に合理的な判断をできるわけではない。具体的に言うと、契約当事者は、契約締結時に相手方の不履行についてのリスク――とりわけ遠いリスク――を過小評価し、十分なリスクプレミアムを求めないことになりがちである。そこで、保証請求は、こうしたリスクの過小評価が事後に矯正されることを可能にするものとして正当性を持つものとされる。また、その分析によると、保証請求権の行使にあたって債権者は取引関係の破壊による不利益をも考慮することから、保証請求が債権者に濫用される可能性も低い。保証請求による契約改訂は、これらの理由により根拠づけられる。

以上の分析により、保証請求の意義については、上述した法と経済学の理論モデルの下で提示された諸点に加え、その救済手段としての側面をさらに経済的な観点から積極的に基礎づけることができる。また、このリスクの過小評価による保証請求の正当化は、履行留保を理解する上でも参考になる。すなわち、先に履行(ないし履行の準備)を行うことを約束した当事者は確かに相手方の不履行につき一定のリスクを引き受けていたと言うべきであるが、保証請求制度における履行留保が認められるための条件(不安の合理的根拠があり、かつ必要な交渉を尽くしたこと)からみると、その基礎には「反対の意思がない限り、締結後に判明した事情により債務者に重大な不履行が相当の蓋然性をもって予見される場合についてまで先履行義務者がリスクを引き受けていたとは言えない」という命題を見出すことができる。伝統的な理論モデルでは、この命題は双務契約における義務間の交換関係により基礎づけられるが、法と認知心理学の分析から示唆されるとおり、この理解は必ずしも当事者の合意に反しない。この意味で、法と認知心理学の見解は、履行留保の正当性を事実的な観点から補強しうる。

もっとも、このモデルにおいて、保証が提供されなかった後に生じる二次的な効果と、この効果が認められるために保証請求手続を履践すべきことの意味については、上述した法と 経済学の理解が基本的に踏襲されている。

以上の学説によると、保証請求制度は単なる履行期前の履行拒絶の判断便法にとどまらず、 とりわけ履行期前の解除に至るまでの一連の救済プロセスについては、理論的かつ経済的に みて独自の正当性を有する制度と言うべきである。こうした保証請求制度の救済枠組および その正当化の仕方は、実用性および説得力のいずれにおいても、保証請求制度に依存しない 一般性を有しており、したがってアメリカ法にとどまらない意義を有すると考えられる。

第四章 結び――契約危殆の救済法理に関する一般的な示唆

最後に、契約危殆の救済に関する日本の法状況とアメリカの法状況との比較検討により、 両者の共通点を明らかにした上で、そこから契約危殆の救済のあり方について得られる一般 的な示唆を提示する。

1 日本法とアメリカ法との比較

日本法とアメリカ法とを比較すると、①契約危殆の救済について、両者はいずれも一時的な履行留保と、早期の契約解除を両方とも認めている。②この早期の契約解除について、一定の程度の重大性と確実性を具備した危殆化状況の下で、この状況をめぐる当事者間の自律的な交渉が失敗したときは、履行期前の解除が導かれるという救済枠組が、いずれにおいても認められている。③理論的には、この履行留保と早期の契約解除について、アメリカ法における伝統的な理論モデルの発想と、日本法における双務契約の対価的関係をもって不安の抗弁権を基礎づける見解とは、同じ発想——双務契約における義務間の対価的関係——を共有していると見ることができる。この共通の発想によって、契約危殆による履行期前の解除に至るまでの救済プロセスを整合的に理解しうると考える。また、日本の学説の検討から見

えた、契約危殆の救済に関する4つの理論的問題についても、アメリカ法における議論から 手がかりを得ることができる。そこで、これらの問題を検討しつつ、契約危殆の救済の理論 的基礎の基本的な枠組を描き出すことを試みる。

2 契約危殆の救済に関する4つの理論的問題について

(1) 不安の抗弁権と履行期前の解除との理論的関係

第1に、契約危殆の救済として不安の抗弁権(一時的な履行留保)と終局的な履行期前の解除とをいずれも認めるとして、両者を理論的に一体のものと捉えるかどうかである。これについては、両者がいずれも行使された場合、解除は履行停止・拒絶の延長線上にあるものに過ぎず、また、両者は当事者間の自律的な交渉の失敗を介して連続的に捉えうる。したがって、両者は同じ理論に基づき連続的に捉える方が望ましい。これについて、双務契約における債務間の対価的関係の脱落という発想は、不安の抗弁権だけでなく、履行期前の契約解除をも基礎づけるものとして用いることができ、もって両者を理論的に一体のものと捉えることが可能である。

(2) 履行を確保する旨の請求(担保請求)の機能と意義

もっとも、この双務契約における債務間の対価的関係のみからは、債権者が債務者に対し 履行を確保する旨の請求を行うということを契約危殆の法的効果として構成すべきだという 結論は、当然には出てこない。むしろ、この請求の意義は、その手続的機能と救済的機能と いう両面について、既に述べた経済的な観点から根拠づけられる。

(3) 不安の抗弁権と先履行の合意によるリスクの引受との緊張関係

第3に、不安の抗弁権と先履行の合意によるリスクの引受との緊張関係をどう理解するかである。信用供与によるリスクの引受には一定の限界があり、原則として、信用供与を約束した当事者は、相手方の重大な不履行が相当の蓋然性をもって予見される場合についてまではそうしたリスクを引き受けていないと見るべきである。これは双務契約の本質的目的を確保するための理論的帰結である一方、実際上も、先履行義務者が締結時において、反対債務の履行期までに生じうるすべてのリスクを適切に判断・評価していたとは考えにくいため、以上の解釈は、当事者の意思と矛盾することもない。

(4) 契約危殆による履行期前の損害賠償の可能性

第4に、契約危殆を契約違反と見うるかどうか、あるいは契約の危殆化に対し履行期前の 損害賠償なども認められるかどうかである。理論的には、この問題の解決は、履行期前の段 階における債務者の負う義務の内容をどう理解するかによる。これは、債権者自身の債務ま たは債務の履行が債務者の不履行のおそれによりどう影響されるかという履行留保・履行期 前の解除の問題とは、性質を異にする。したがって、思考様式としては、この2つの問題を 理論的に切り離して論じるのが適切だと思われる。その上で、履行期前の契約責任の根拠・ 内容を具体的にどう理解するかは、今後の課題として残される。